

# 暴力団事務所の危険性と使用差止請求について

大阪弁護士会 民暴委員会委員  
弁護士法人浅田法律事務所  
弁護士 小谷知也

## 1 センター訴訟制度による暴力団事務所の使用差止

2020年12月の当コラム「センター訴訟制度を利用した暴力団事務所の使用差止請求が認められました！！」でもご紹介しました通り、大阪府下でも、近隣住民等の委託を受けた暴追センターが裁判の当事者となって、暴力団事務所の使用差止請求が認められています。

2021年2月にも、大阪府中央区千日前（いわゆる「ミナミ」）の繁華街に位置する神戸山口組の幹部とされる暴力団員が組長である暴力団の組事務所について、大阪地裁は、近隣住民等の委託を受けた暴追センターが申し立てた組事務所使用差止仮処分を認める決定を下しました。

ミナミの地域については、すでに暴対法上の警戒区域に指定されており、特定抗争指定がなされた上記暴力団の組事務所についても法令で暴力団員の立入等が禁止されていました。そのような中でも依然として暴力団事務所が近隣住民等に与える危険性は大きいとして、裁判所により使用差止仮処分が認められたもので、画期的な決定です。

## 2 組事務所の危険性

特定抗争指定後も六代目山口組と神戸山口組の両暴力団による対立抗争は激化の一途をたどっており、組事務所の周辺で生活する住民等の方々は、いつ対立抗争に巻き込まれ、生命の危機にさらされてもおかしくない状態にあります。

2020年11月には、尼崎市の住宅街にて六代目山口組系組員が神戸山口組系組長らに対し発砲し重傷を負わせる事件が発生し、その数日後にはその報復として組事務所への発砲事件も発生しています。2022年1月17日にも、茨城県水戸市の組事務所において暴力団幹部が射殺される事件が発生しており、暴力団組事務所の危険性が浮き彫りとなっています。

## 3 組事務所の排除に向けた取組み

このように、現在も、一日も早く地域から組事務所を排除することが地域の安

全確保のための重要な課題であることに変わりありません。

我々大阪弁護士会民暴委員会でも、暴追センターと協力して、暴力団使用差止の仮処分申立てなどに積極的に取り組んでいます。

六代目山口組・神戸山口組の両暴力団については、現状、特定抗争指定により暴力団員が組事務所に出入りしていない状態とと思われますので、近隣住民の皆様にとっては、勇気を出して声を上げていただきやすい状況にあるかもしれません。この機会に、是非とも大阪弁護士会民暴委員会にご相談いただけましたら幸いです。

以 上

※本内容における意見に関する部分は、執筆者個人によるものです。

※禁転載